



▲県納税貯蓄組合連合会長賞 野口佳嵩さん(岩中)
税について～税金はお助けマン

くらしを支える税

中学生「税についての作文」入賞 !!

11月16日、中学生「税に関する作文」の表彰式が古河市生涯学習センターで開催され、市内の中学生3人が見事入賞を果たしました。

作文は、税務行政への理解と信頼を高めていたくため、古河税務署など税関係団体などが毎年主催しているもので、古河税務署管内の全中学校から応募がありました。おめでとうございます。



▲県納税貯蓄組合連合会長賞 風見明日香さん(岩中)
社会に必要な「たばこ」



▲県知事賞 古矢陽奈子さん(岩中)
税金の活用方法について

課税課から

固定資産税についてのお知らせ

■家屋を取り壊したときは市役所までご連絡ください

固定資産税は、毎年1月1日現在において土地、家屋、償却資産を所有しているかたが、その所在する市町村に納める税金です。家屋を取り壊したときは市役所課税課までご連絡ください。現地を確認させていただき、台帳から抹消させていただきます。連絡がなかつたり、遅れてしまったりすると、翌年度も課税されてしまうことがあります。

なお、固定資産税は毎年1月1日に存在するものに課税されますので、年の途中に家屋を取り壊しても、その年度は税金を納めていただくこととなります。

■家屋を取り壊すと土地の税額が上がることも

土地に一定の要件を満たす家屋がある場合、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が軽減されます。このため、要件を満たしていた家屋を取り壊すと税額の軽減もなくなり、税額が上がることがあります。居住のための一定の要件を満たす家屋がある場合、200m²までの部分は小規模住宅用地として税額の計算のもととなる課税標準額が6分の1に軽減されます。また、200m²を超える部分については(家屋の床面積の10倍まで)、課税標準額が3分の1に軽減されます。特例の適用は納付書と一緒にお送りしている課税明細書でご確認いただくことができます。

■連絡先・お問合せ 課税課 内線 1131・1133・1135